

# 令和8年度（2026年度）「節水市民運動」業務委託 企画コンペ実施要領

標記の業務委託について企画コンペ方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

## 1 業務概要

### (1) 業務委託名

令和8年度（2026年度）「節水市民運動」業務委託

### (2) 業務目的

水道水源のすべてを地下水で賄う本市は、清らかで豊富な地下水を次の世代に確実に守り伝えるために、市民、事業者、行政が協働し、熊本地域11市町村（※）で広域的に地下水保全に取り組んでいる。

本業務は、地下水の大切さや保全の取組について多くの熊本市民に認識してもらうとともに、節水等の地下水保全につながる行動を促していくことを目的とする。

※熊本地域11市町村・・・熊本市、宇土市、菊池市（旧泗水町及び旧旭志村）、合志市、大津町、菊陽町、嘉島町、甲佐町、益城町、御船町、西原村

### (3) 業務内容

「基本仕様書」のとおり。

※なおこの基本仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

### (4) 履行場所

熊本市ほか

### (5) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

### (6) 提案上限額

3,337千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

### (7) 選定の方法

提出書類及びプレゼンテーションにより、創意工夫と基本的な考え方などを総合的に評価して契約候補者を選定する企画コンペ方式とする。

## 2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市環境局環境推進部水保全課（熊本市役所本庁舎7階）

電話：096-328-2436（直通）

電子メール [mizuhozen@city.kumamoto.lg.jp](mailto:mizuhozen@city.kumamoto.lg.jp)

## 3 スケジュール（予定）

令和8年（2026年）

3月30日（月） 公告、ホームページ公開  
関係書類の配布  
質問書の受付開始

- 4月 8日(水) 参加表明書の提出期限
  - 4月20日(月) 質問書の受付締切
  - 4月22日(水) 企画提案書の提出期限(正午まで)
  - 4月28日(火) 審査委員会
  - 5月 1日(金) までに結果公表
  - 5月中旬 契約締結
  - 令和9年(2027年)
  - 3月31日(水) 委託契約終了
- ※ただし、参加表明書提出者数等により、スケジュールを変更する場合がある。

#### 4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、次のいずれかの分類で登録をしていること。
  - 第1分類「広報・広告業務」・第2分類「企画・制作」(⑪-1)
  - 第1分類「催事関係業務」・第2分類「企画・運営業務」(⑫-1)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件企画コンペに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (10) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。  
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)及び(9)の要件を全て満たす者であること。

#### 5 実施要領及び関係書類の配布について

- (1) 配布方法  
熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する。  
郵送又は電送(FAX、電子メール等)による交付は行わない。

## (2) 配布期間

公告の日から令和8年（2026年）4月8日（水）までの午前8時30分から午後5時までとする。（ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和8年（2026年）4月28日（火）までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

## 6 参加表明書等の提出方法等

本件企画コンペの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という）に、必要事項を記入のうえ提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 参加資格審査調書（様式第2号）

ウ 企画コンペ参加者の同種業務の実績（様式第3号）

（同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。）

エ 同種業務の実績を証する契約書の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

オ 会社概要等調書（様式第4号）

### (2) 提出期限

令和8年（2026年）4月8日（水）午後5時まで

※受付時間は開庁日（休日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

※不慮の事故による紛失等は考慮しない。

### (3) 提出部数

各1部とする。

### (4) 提出先

2の担当部局

### (5) 提出方法

持参により提出すること。郵送または電送（FAX、電子メール等）による提出は受け付けない。

### (6) 留意事項

ア 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

イ 事業協同組合として本件企画コンペに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも4(5)及び(9)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

### (7) 参加資格審査結果の通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）については、書面により通知する。

## (8) 辞退

参加表明書を提出後に都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面（様式は自由）により提出すること。

## 7 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認められた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 8 説明会

説明会等は実施しない。

## 9 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第6号）を提出すること。
  - ア 提出方法  
書面（様式第6号）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
  - イ 提出期間  
令和8年（2026年）3月30日（月）から令和8年（2026年）4月20日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
  - ウ 提出先  
2の担当部局
- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。
  - ア 閲覧期間  
令和8年（2026年）4月21日（火）までに開始し、令和8年（2026年）4月28日（火）までとする。
  - イ 閲覧場所  
2の担当部局

## 10 企画コンペに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

## 11 企画提案書等の提出

6(7)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書提出書（様式第5号）
  - イ 企画提案書（「企画提案書作成要領」に従い作成するもの。）
  - ウ 参考見積書

(2) 提出期限

令和8年（2026年）4月22日（水）正午まで

※受付時間は開庁日（休日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。但し、提出期限である4月22日（水）は正午までとする。

※不慮の事故による紛失等は考慮しない。

(3) 提出部数

様式第5号 1部

参考見積書 7部

企画提案書 7部

※参考見積書、企画提案書7部のうち、2部は参加者名がわかるようにし、5部は社名等及び社名等を類推できる表現・ロゴは外すこと。

(4) 提出先

2の担当部局

(5) 提出方法

持参により提出することとし、郵送または電送（FAX、電子メール等）による提出は受け付けない。

## 1.2 提案書等のヒアリングの実施の有無

提案書等に関するヒアリングは実施しない。

## 1.3 審査及び契約候補者の選定

審査及び契約候補者の選定は、熊本市が設置する「令和8年度（2026年度）「節水市民運動」業務委託契約候補者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションをもとに審査し、審査の結果、総得点が最も高い者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。

(1) 審査委員会について

審査委員会を以下のとおり実施するので、企画提案書を提出した者は参加し、プレゼンテーションを行うこと。

ア 日時（予定）

令和8年（2026年）4月28日（火）。プレゼンテーションの順番及び実施する時間については、後日連絡する。

イ 場所（予定）

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎 7階会議室

ウ 持ち時間

プレゼンテーション：15分以内

質疑応答：5分程度

エ その他注意事項

- ・出席者は3名以内とする。
- ・事前に提出した提案書等のみを使用することとし、当日の追加資料は受理しない。
- ・社名及び社名を類推できる発言はしないこと。

(2) 評価項目、配点及び評価基準

（別紙1）「令和8年度（2026年度）「節水市民運動」業務委託契約候補者選定審査要領」のとおりとする。

### (3) 契約候補者の選定

審査委員会で審査の上、決定し、企画提案者に対して審査の結果を書面により通知する。契約候補者が辞退その他の理由で契約できない場合は、契約次点候補者と契約交渉を行う。

## 14 企画コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

## 15 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 16 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱（令和7年10月1日施行）に定めるところによる。

## 17 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

### (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

### (4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
- エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。
- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。